

令和6年第11回

君津市農業委員会議事録

令和6年11月5日（火）

令和6年第11回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年11月5日（火）午後2時00分から午後3時3分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第15号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第6 議案第16号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年11月）について

日程第7 議案第17号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）について（君津・小糸・清和・上総）

日程第8 報告第 1号から報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 4号から報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（12名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	7番	神 子 純 一
9番	小 泉 春 水	10番	齊 藤 昇
11番	重 田 忠 男	12番	長谷川 貢
13番	鈴 木 隆	14番	石 井 和 美

欠席委員（２名）

6 番 宇 野 真 弘

8 番 溝 口 勝 美

出席した職員

事務局長	安 田 禎 則
事務局次長	永 鳶 一 環
農業委員会事務局主任主事	江 澤 俊 太
経済環境部農政課企画調整係長	金 子 正 和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、お忙しい中、農業委員会の出席、御苦労さまです。

去年の7月に改正になりまして、それから、新しいメンバーで農業委員会の活動をしてきたわけですが、初めての地域計画の話合いですね、これにも参加していただきまして、地域の話合い、何回もこれに参加していただいて、また、話の取りまとめ等をしていただいて、本当に御苦労さまでした。地域計画のほうも、今日は議案として載っておりますけれども、これで話合いを進めていけるという状態になっております。

あと、遊休農地調査についても、タブレットという新しい機械が入って、その慣れるというところから始めていただいて、本当に苦労されたというふうに思っております。本当に御苦労さまでした。

この後、事務局のほうから話があると思いますけれども、推進委員との意見交換会というのを12月の総会の後、意見交換会をやって、その後、懇親会をやろうというふうに計画しております。タブレットについてもいろいろ意見がございだと思いますので、十分いろいろ意見を言っていただいて、心の中を吐き出していただいて、その後懇親会をやろうかなというふうに思っております。

あと、皆さんにアンケートを取った旅行についても委員のほうで話合いを進めておりまして、2月に旅行をやろうというふうに話を進めております。また、これも後で話があると思いますけれども、ぜひ参加していただいて、皆さんとの懇親を深めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、会議のほう、よろしくお願いします。

◎諸般の報告

会 長 諸般の報告です。

10月総会以降の会議、行事につきまして、10月9日、学校給食用の新米贈呈式及び学校給食に関する意見交換会が市役所5階大会議室で開催され、出席いたしました。

それから、10月13日、きみつ枝豆収穫祭が市宿地先で開催され、出席いたしました。

会議・行事等は以上です。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しており、令和6年第11回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

10番、齊藤昇委員、11番、重田忠男委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第13号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第6号につきましては、11番、重田忠男委員が関係する事案が含まれておりますので、初めに、議案第1号ないし第5号についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

小山野地先の田1筆、面積786平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相続したが農業経営ができないため、譲受人は、本人での農業経営を新規実施のためです。

許可基準として、譲受人は、7,472平方メートルの農地を世帯で経営しており、農機具はトラクターを所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。

議案第2号について説明します。

大山野地先の田 2 筆、面積921平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相続で取得したが、離農したいため、譲受人は、自宅の近くで就農したためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、親族の下で約10年間農作業経験があることや自宅近くの小面積での営農であるため、技術等については特に問題ないと思われます。

農機具は、耕運機、草刈り機を所有しており、農作業従事日数は150日を超える予定です。以上から、資格等については問題ないと思われます。

議案第 3 号について説明します。

大井戸地先の田 2 筆、糸川地先の田 2 筆、面積4,436平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、農業経営縮小のため、譲受人は、農業の経営を行うためです。

許可基準として、譲受人は、所属している法人に農地を貸し付けているため、台帳上、経営農地はありませんが、その法人において長年営農を行っているため、技術等は特に問題ないと思われます。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、草刈り機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 4 号について説明します。

行馬地先の田 2 筆、面積694平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は、現在4,954平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 5 号について説明します。

植畑地先の田 1 筆、面積2,246平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、農業経営を縮小したいため、譲受人は、農業経営の規模を拡大したためです。

許可基準として、譲受人は、現在1,545平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、バインダー、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については特に問題ないと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第2号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 1号議案につきまして説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

別紙の1ページを開けていただきまして、国道127号線を下りまして、小山野の信号があります。その手前にガソリンスタンドがあり、その隣になります、現地につきましては。

それから、10月24日、代理人と現地確認を行いました。田1筆できれいに整備されておりました。

譲渡人につきまして、近隣農家に耕作をお願いしていたということであります。

それから、譲受人は、現在、電気工事業で農業経営はなく、手のかからないミカン栽培を始めたいということでした。

農業機械は、近隣農家から借りる予定ということでした。

特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、2号。

内海委員 議案番号2番を説明いたします。

申請内容は事務局の説明どおりであります。

別冊の2ページ目をお願いします。

申請場所につきましては、市道常代作木線であります。それから、大山野自治会館がございます。その手前を右に入って500メートルの右側が現地になります。

10月25日、代理人と現地確認を行いました。譲受人は、新規就農者ですが、少し経験があるということでした。それで、譲渡人は、自宅が遠方にあり、耕作者も見つからず、管理ができない。また、隣接農地の所有者にも聞きましたところ、問題ないということでした。

特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第3号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

第3号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は別冊 3 ページを御覧ください。

現場は、諏訪神社の北西約700メートル付近に位置する田んぼの糸川神社の北西約200メートル付近に位置する田んぼであります。10月24日、代理人立会いによる現地の確認をしました。代理人からは田んぼとして管理するもので、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 続きまして、議案第4号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第4号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊2の4ページを御覧ください。

地図の左上から右下へ通っているのは県道92号線です。申請地は、その県道から行馬方面へ下り、行馬川を渡って50メートルくらい行った、右側の道路沿いにあります。

譲渡人、譲受人双方と10月27日午後1時25分頃にお会いし、現地の確認と聞き取り調査をしました。

申請地はきれいに耕運されていきました。譲受人の田がすぐ隣で、譲渡人の田と1枚の田として耕運されていきました。譲渡人は、面積の都合上、譲受人の親の代から、ここを一緒に耕作してもらっていたそうです。譲渡人が高齢で耕作が困難になってきているため、今回のお話になったということです。

特に問題はないと思われます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第5号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案5号について御説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所につきましては、別冊の5ページを御覧ください。

465号線、こちらの西栗倉の交差点、ちょっと地図上には入っていないんですけれども、そこから約2キロほど富津方面に向かったところの植畑の、植畑地先になりますけれども、そこから左折して、この八雲神社、地図上ありますけれども、この前を通りまして、約380

メーターほどのところに左折する交差点ありますので、そこを下りるという形になります。すると、280ぐらい進みますと、右に入る道があつて、それを百二、三十メートル、150ぐらいですかね、行きますと、現地という形になります。

10月27日に譲受人と現地にて、聞き取り、確認を行いました。住居に隣接した農地ということで、譲渡人が耕作できない、しないよという話になったので、購入を決めたということです。以前から農業をやっていた方ですので、何ら問題はないものと思われれます。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま議案第1号ないし議案第5号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

次に、議案第6号を議題といたします。

なお、議案第6号につきましては、11番、重田忠男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(11番 重田忠男委員 退室)

議長 長 議案第6号について、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第6号について説明します。

戸崎地先の田5筆、面積9,274平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、遠方に居住しており、耕作ができないため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は、現在、19万6,867平方メートルの農地を世帯で経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

以上です。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

続いて、現地調査を行った結果について、議案第6号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

第6号議案について説明いたします。

申請内容、詳細については、ただいま事務局方より説明があったそのとおりでございます。

現地の場所なんですけれども、別冊の6ページを御覧ください。

この地図には載っていませんけれども、小櫃駅より西のほうに向かった鎌足街道につなが県道が小櫃駅より西に向かって走っております。そして、小櫃橋がありまして、小櫃橋を400メートルほど過ぎたところに飯田建築さん、大工さんの作業場所があって、そこを右に曲がって200メートルぐらい行ったところが第1か所目の現地です。そこからまた、300メートルぐらい進んだところが第2か所目の現地となります。この2か所の現地で申請内容の5筆の水田、田んぼがこの2か所の中に含まれているということで、理解してもらいたいと思

います。

現地の確認日ですけれども、10月27日日曜日、午後から、受け人の方に出てきていただき、現地を確認してきました。

受け人のせがれさんも一緒に来ていただき、いろいろ説明を受けました。現在、稲刈りが終わった状態できれいに耕作されている田んぼでした。受渡し人の方は、身内関係になるそうです。もう十数年前から借りて、耕作しているということで、渡し人の方は、離れたところに住んでいますので、もう農地の管理ができないということだそうです。そして、受け人のほうは規模拡大、せがれさんもまだ20代前半ということで若い子だったんですけれども、意欲があって、頼もしい限りでした。そして、水稻作業の大型機械を全部一通りそろっていったので、資格等には何ら問題はないと思います。

審議のほどよろしくをお願いします。

議長 長 ただいま議案第6号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

ここで、11番、重田委員の入室を認めます。

(11番 重田忠男委員 入室)

議長 長 次に、議案第7号ないし第13号を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第7号について説明します。

箕輪地先の田1筆、畑1筆、面積3,709平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により離農したため、譲受人は、生前贈与により農地を引き継ぎたいためです。

許可基準として、譲受人は、現在3,709平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、耕運機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 8 号及び議案第 9 号は譲受人が同一のため、一括して説明します。

議案第 8 号は、芋窪地先の田 1 筆、面積 389 平方メートルを、議案第 9 号は、芋窪地先の田 1 筆、面積 333 平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第 8 号の譲渡人は、年齢により管理が難しいため、議案第 9 号の譲渡人は、相手方都合のため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は、現在、7,503 平方メートルの農地を経営しており、農機具は、ハンマーナイフ、草刈り機、コンバイン、軽バンを所有しています。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 10 号について説明します。

愛宕地先の畑 1 筆、面積 198 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相続したが、耕作する予定がないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準として、譲受人は、現在 8,450.25 平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、ミニコンボ、管理機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 11 号について説明します。

大戸見地先の田 2 筆、面積 3,377 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により離農したいため、譲受人は、農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は、現在 1 万 7,944.91 平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、バックホー、運搬機を所有しています。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 12 号について説明します。

大中地先の田 1 筆、面積 1,408 平方メートルを使用貸借するものです。

申請理由として、農業者年金受給に係る使用貸借契約満了による権利の再設定です。

許可基準として、譲受人は、現在 1 万 521 平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、世帯全員で 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第13号について説明します。

藤林地先の畑1筆、面積262平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、生活拠点を移しており、利用が難しいため、譲受人は、自宅に隣接する農地で家庭菜園を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は、新規就農者ですが、自宅に隣接する小面積の農地の耕作であるため、技術等は特に問題ないと思われます。

農機具は、耕運機、刈り払い機を所有しており、農作業従事日数は150日を超える予定です。

以上から、資格等については問題ないと思われます。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第7号について、11番、重田委員からお願いいたします。

重田委員 11番の重田です。

議案番号7号について説明します。

詳細は、ただいま事務局説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の7ページをお開きいただきたいと思います。

直接の所在は、箕輪地先、畑ということで、久留里街道を馬來田方面から上に向かい、牧野モータースの先、左側に入り、70メートル先の右側の畑でございます。もう1点、箕輪地先、田んぼとして、久留里街道に戻り、久留里方面に向かい、牧野モータースから50メートル先の右側の田んぼでした。いずれも耕作しており、現地確認は、10月27日に譲受人と現地確認と申請内容について確認いたしました。

譲渡人は、高齢により離農したいため、譲受人は、生前贈与により、農地を引き継ぐためということで、特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、第8号ないし第10号について、12番、長谷川委員から申し上げます。

長谷川委員 議案第8号につきましては、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、8ページですね、見ていただきたいと思います。

ここには載っていないんですけども、国道410号線を館山に向かいまして、イレブンオートキャンプ場の先の芋窪のところを左折して、250メートルぐらいのところにあります。

10月24日、代理人と現地をおうかがいしたところ、ちょうど譲受人の居住地が譲受人

の宅地のすぐ隣でございます。ちょうど譲受人いたんで、一緒に立会いしていただきまして、現地を確認しております。

譲受人につきましては、敷地内のハウスで観葉植物を栽培しております。そして、以前より、この農地も含めまして、7,503平米ですね、借地ということで農業の経営をしております。このところにつきましては、もうビニールハウスが建ってまして、現在も育苗をしていたということでございます。

特に不許可の要件になるものはないと思われますので、問題ないと思いますが、御審議をよろしく申し上げます。

8番につきましては、同じ方ですので、この宅地のすぐそばでしたので確認しております。詳細につきましては事務局のとおりでございます。

先ほどの芋窪の交差点を左折しまして、宅地のすぐそばにあります。ここにつきましても、先ほど説明のとおり、前に7,000平米、もともと借りていたんですけれども、売買ということでの御本人の所有にしたいということで、不許可の要件になるというものは見られませんので、特に問題ないと思われます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

10号ですね、愛宕です。

これは、別冊9ページの、410号線を久留里方面から来まして、君津に向かいまして、越えまして、かずさ自動車教習所の先を右折しまして、約250メートルぐらいのところにあります。

10月24日、代理人と確認を行いました。

譲受人については、この土地の隣接、すぐ隣なんですけれども、ついているということで、もう野菜の栽培をしているということで、この土地も休耕になっているんで、増やして、耕作していきたいということでした。

不許可の要件になるものはないと見られますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第11号ないし第12号について、13番、鈴木委員から申し上げます。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第11番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地でございますが、別冊10ページをお開きください。

左がかずさあけぼの、あと右側が旧松丘小学校跡地でございます。その前を通りまして、大戸隧道を抜けて、数百メートルほど行ったところを右折しまして、300メートルほどの大盛橋の手前の右側でございます。

10月25日の午後、譲受人、譲渡人の3人で現地の確認、聞き取り調査を行いました。現地は現在休耕地ですが、草刈りをしてあり、よく管理された状態であります。

譲渡人につきましては、相続によりこの土地を取得しましたが、高齢になり、農地の管理が大変になっていったので離農したいということで、譲り渡すことにしたそうです。譲受人につきましては、自宅の目の前の農地であり、この土地を取得し、農業経営の規模を拡大したいとのことでした。取得後の利用区分ですが、直売所向けの根菜類、葉物野菜を栽培するとのことでした。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

次に、議案番号12番について御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地は別冊の11ページをお開きください。

地図の名殿のところが県道24号千葉鴨川線の名殿の信号でございます。そこから地図の下の方、鴨川方面に松丘橋を渡って、800メートルほど行ったところを左折しまして、利根部落に入ります。利根部落から亀山ダムの方向に向かう市道を300メートルほど行った高水橋という橋があるんですけれども、その手前の右側でございます。

10月25日の午後、代理人と現地の確認を行いました。譲渡人と譲受人につきましては親子であり、農業者年金受給に係る使用貸借契約の満了により権利の再設定とのことであり、

現在、水稻の耕作をしており、問題はないと思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 続きまして、議案第13号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

農地法の第3条の議案番号13につきましては、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の最後、12ページを御覧ください。

国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かいまして、2キロメートルぐらい進むと、左

側に榎本医院があります。その先50メートルぐらい行ったところに上総亀山駅入り口という唯一の信号がございまして、それを左側に入って、道沿いに行っていただきますと、上総亀山駅に到着します。駅を背に向けて、真っ直ぐ坂を上って、50メートルぐらい進むとT字路があり、そこを右側に向かっていただきます。これは、坂畑、亀山コミュセンのほうに向かう道でございます。右側に向かい、また50メートルぐらい進むと、三平寿し店があり、その裏側が申請地となります。亀山駅の近くということになります。

10月23日、代理人の方と同行して、所有権移転での現地確認をいたしました。

渡し人は、千葉市に居住しており、管理ができないとのことで、受け人は、自宅の隣接地でございまして、家庭菜園を行いたいということです。

近隣等につきましては特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま議案第7号ないし議案第13号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

議 長 12番の農業者年金の受給に係る使用貸借契約の権利の再設定というの、ちょっとぴんと来ないですけども、詳しく教えてください。

江澤主任主事 事務局です。

お答えします。

今、経営移譲年金ということで、譲渡人が親になるんですけども、受け人がお子さんという形で、経営移譲することによって、年金を渡し人が受給しているような状態になるんですけども、当時結んだ使用貸借の契約期間が満了になったことに伴って、使用貸借の解約の届出が出されました。それで、また年金を受けるために、使用貸借期間が満了したので、契約延長という形で延長したいというような3条の申請になります。

議 長 それじゃ、期間が終了しちゃったから……

江澤主任主事 そうです。

議 長 もう一度延長して。

江澤主任主事 再設定を行うと、農業者の経営移譲年金の対象となっている農地の、その農地をその後売買しても、基本的に年金が止まらないようになるような作りになっているので、今後多分、この農地は、恐らく誰かに所有権移転される予定になると思います。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第14号

議長 日程第4、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第14号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

大山野地先の田1筆、面積317平方メートルを資材置場に転用します。

申請地は都市計画調整区域内で、農地区分は第2種農地相当となります。

埋立て等はせず、整地のみ行う予定です。

用水は使用しません。雨水は自然浸透式とし、汚水排水はありません。

現場は道路が狭いので、工事中・工事後は、近隣住民の方々の交通の妨げにならないよう、細心注意を払います。

また、建物は設置しないので、隣接農地への日照通風等の影響はないと考えております。

また、工事中・工事後であっても、土砂等の流出がないよう注意を払います。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第14号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案番号14、説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請場所につきましては、別冊の2ページ目を見ていただきたいと思います。

大山野公民館の手前を右折します。それから約500メートルぐらい入った右側であります。

10月25日、代理人と現地確認を行いました。資材置場用転用ということでございます。

譲受人は、規模拡大に伴い、資材置場が手狭になり、探していたということでございます。

譲渡人につきましては、耕作もされず、管理もできない、後継者もないということでございます。

また、近隣農地周辺者にも話してあるということでございます。

特に問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第15号

議長 長 日程第5、議案第15号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第15号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

すみません、議案書のほうを訂正お願いいたしたいと思います。

議案書の中の畑の筆数が5筆となっておりますが、4筆の誤りでございます。したがって、計の筆数が、6筆ではなく、5筆となります。申し訳ございませんでした。

山高原地先の田1筆、面積238平方メートルと畑4筆、面積1,493平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和6年11月30日まで許可を得ていましたが、令和7年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議長 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第16号

議長 日程第6、議案第16号 令和6年度第6次農用地利用集積等促進計画案（令和6年11月）についてを議題といたします。

なお、議案第16号につきましては、11番、重田忠男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(11番 重田忠男委員 退室)

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子です。

議案第16号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対しまして、農用地利用集積等促進計画案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和6年度農用地利用集積等促進計画案、令和6年11月分について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書、8ページを御覧ください。

一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小糸地区9件、田35筆、3万5,327平方メートル、小櫃地区4件、田23筆、3万1,372平方メートル、畑10筆、5,161平方メートル、合計13件、68筆、7万1,860平方メートル、以上でございます。

次に、機構、受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小櫃地区6件、田110筆、16万7,736平方メートル、畑10筆、6,789平方メートル、合計120筆、17万4,525平方メートル、以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の9ページから28ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に

関する法律第18条第5項の要件を満たしているものと判断しております。

議案第16号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 経済環境部農政課の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

すみません、小笠原委員にも関係がございますので、小笠原委員、退出をお願いできますか。

(4番 小笠原武男委員 退室)

議長 長 では、質問、意見等がありましたらお願いします。

水野委員。

水野委員 すみません。

17ページの12番の譲渡人の方と13番の譲渡人の方って、住所一緒ですけども、これは。

議長 長 詳細のほうで、12番と13番。

水野委員 はい。

金子経済環境部農政課企画調整係長 そうですね、これは、個人のほうから法人……

水野委員 あっ、法人なんですか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 のほうに付け替えるということで、今まで個人で持っていた農地を法人のほうで正式に借り受けるという形のものです。

水野委員 はい、分かりました。

ありがとうございます。

議長 長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第16号について賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで、11番、重田委員、4番、小笠原委員の入室を認めます。

(11番 重田忠男委員、4番 小笠原武男委員 入室)

◎議案第17号

議長 日程第7、議案第17号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）について（君津・小糸・清和・上総）を議題といたします。

それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第17号について御説明いたします。

資料は、別冊のA4の縦の地域農業経営基盤強化促進計画（案）について（君津・小糸・清和・上総）、こちらを御覧ください。

本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、君津地区、小糸地区、清和地区、上総地区の4地区の地域計画の案について、農業委員会に御意見をお伺いするものでございます。

このたびの地域計画（案）については、資料の11ページ以降に本編の記載がございますが、1ページ目に君津地区、3ページ目に小糸地区、5ページ目に清和地区、7ページ目に上総地区の概要を記載しております。

地域計画（案）については、これまでに各地区で実施した協議の場の結果、及び9月に農業委員会から御提出いただきました目標地図の素案から作成しております。

初めに、1ページ目を御覧ください。

1の計画の策定範囲及び策定区域でございます。

今般、地域計画の案を作成した君津地区、小糸地区、清和地区、上総地区の4地区では、旧町村単位を基とした区分けとしており、対象となる字の範囲は、それぞれ1ページから7ページに記載のとおりでございます。

次に、2の地域計画策定の取組の経過及び今後の予定を御説明いたします。

君津地区では、令和5年12月から今年の6月にかけて、計3回の協議の場を実施するとともに、1月から3月にかけて、農地所有者、担い手へのアンケート調査を実施いたしました。

協議の場では、地域の担い手の方をはじめとした方々と地域計画の内容及び目標地図に位置づける方などについて話し合いを行い、6月30日の第3回協議の場をもって、協議を終了しております。11月以降の予定は、資料に記載のとおりでございます。

続いて、3ページを御覧ください。2の部分ですね。

小糸地区では、令和5年12月から今年の7月にかけて、君津地区と同じ、3回の協議の場を実施するとともに、1月から3月にかけて、アンケート調査を実施いたしました。

協議の場では、君津地区と同じですが、担い手の方をはじめとした方々と地域計画の内容及び目標地図に位置づける方などについて話し合いを行い、7月6日の第3回協議の場をもって、協議を終了しております。11月以降の予定は資料のとおりです。

続いて、5ページ目を御覧ください。

清和地区では、昨年の12月から6月にかけて、今年の6月にかけて、3回の協議の場を実施するとともに、今年の2月から3月にかけて、農地所有者及び担い手へのアンケート調査を実施しました。協議の場では、同じように、担い手の方々をはじめとした方と計画の内容及び目標地図に位置づける方について話し合いを行いまして、6月29日の第3回協議の場をもって、こちらも終了しております。11月以降の予定は資料のとおりです。

続いて、7ページを御覧ください。

上総地区につきましては、昨年の12月から今年の8月にかけて、こちらも3回の協議の場を実施するとともに、2月から3月にかけて、農地所有者及び担い手へのアンケート調査を実施いたしました。こちらも、担い手の方々をはじめとした方々と地域計画の内容と目標地図に位置づける方などについて話し合いを行いまして、8月4日の第3回協議の場をもって、協議を終了しております。

では、また1ページ目にお戻りいただきまして、最後、3の計画の概要について御説明いたします。

君津地区では、(1)の対象となる農地面積については704万7,300平方メートル、対象筆数は9,646筆になりました。(2)の目標地図に位置づける農業を担う者としましては、367名を位置づけております。

続いて、3ページをお開きください。

小糸地区では、(1)の対象となる面積が719万1,400平方メートル、筆数が8,385筆でございます。(2)の目標地図に位置づける農業を担う者につきましては、人数が355名ということになります。

続いて、5ページを御覧ください。

清和地区では、対象となる農用地面積が415万2,500平方メートル、対象筆数が6,783筆でございます。(2)の目標地図に位置づける農業を担う者の人数としましては、214名を位置づけました。

最後に、7ページを御覧ください。

上総地区につきましては、対象となる面積が1,002万5,400平方メートル、対象筆数が1万

8,474筆でございます。（２）の目標地図に位置づける農業を担う者の人数としましては、502名を位置づけました。

先ほど申し上げましたとおり、実際の地域計画（案）につきましては、君津地区が11ページから18ページ、小糸地区が、その次の19ページから26ページ、清和地区が27ページから32ページ、上総地区が33ページから42ページに記載しております。

内容につきましては、今御説明したとおり、地域での話合いのことと、農業委員会のほうで作成いただきました目標地図の素案のとおりでございます。

議案第17号に関する説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 経済環境部農政課の説明が終わりました。

質問、意見がありましたら、挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 13番、鈴木ですけれども、この地域計画の案ですけれども、上総地区ですけれども、内訳を見て、農業を担う者というのがありますよね。そこに全部書いてあるんですけれども、この0.01ヘクタールとかね、そういった人が農業を担う者になるんですか、ちょっと解釈としては。

金子経済環境部農政課企画調整係長 担う者というか、地域計画において、目標地図に位置づけられている者ということで、アンケート調査に基づいて、10年後も農業を続けていきますよということであれば、面積が少ない多い問わず、一応目標地図に載せているという。目標地図というのは、1筆、1筆誰が、その農地を10年後にやっていくかというものになりますので、担うと言われれば、ちょっと表現が語弊ありますけれども、目標地図に位置づける者ということであれば、一応1人ということ。

鈴木委員 実際にこういう人が、この地域計画に位置づけられているということを承知して、その縛りがかかるわけでしょう。それをちゃんと説明して、もっと周知してもらいたいんですよ。これ、計画に載っちゃってしまうと、自分の農地がまた自分のものになるようになるからね。その辺をよく説明しないと、えらい農業者たちが困ると思うんですよ、所有者としたら。

金子経済環境部農政課企画調整係長 目標地図に位置づけられることによるデメリットというの、基本的にはないというふうに認識しています。

鈴木委員 あるじゃないですか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 あくまでもこれは、今の時点での10年後の目標地図になりますから、当然この後、今のところ毎年、年に2回程度は地図を見直すということがあると思いますので……

鈴木委員 じゃ、見直しするときに変更できるということですか。

金子経済環境部農政課企画調整係長 もちろん変更できます。あくまでもこの話をやったときの……

鈴木委員 今、こういう位置づけあった人が亡くなつたと、誰も相続する人がいないとね、そういう場合は、これの地図に載っていれば誰も困らないわけでしょう。それを、だから、どういうふうにするのかということが聞きたいんです。

金子経済環境部農政課企画調整係長 貸し借り等があれば、その後の農地法の3条なり、中間管理機構、相続だってやれば、当然、新たな耕作者がつけば、名前というのは当然変わります。

鈴木委員 新たな耕作者がいればいいですけどね、それはね。いないんですよ。

そういうときは、見直しのときに誰かが、この人は亡くなった、作っていませんよって言えば、直してくれるわけ。

金子経済環境部農政課企画調整係長 そうですね。協議の場所に参加されたと思うんで御存じだと思えるんですけども、やっぱりもう既に、今担い手がいなくて、今後検討というような筆というのは現実には多数ありますので、相続して、耕作するんだったら、相続人ですけども、貸し借りがあれば、新たな耕作者ということで名前載せてもらおうとか。

鈴木委員 今、だから、自分が作っているうちはいいでしょうけれども、すぐ高齢の人はなくなるわけですよ。そういう人たちとか、だから、これを変更してくれといったときにどういうふうに救済できるのかということ。

金子経済環境部農政課企画調整係長 救済。

鈴木委員 だから、見直しができるわけですか、すぐ。

金子経済環境部農政課企画調整係長 見直しのほうは一応年に2回行う予定であります。

鈴木委員 だから、そういうことを位置づけられた人たちにもっと周知してもらいたいんですよね。

議長 今日、この後、要するに説明のどういうふうに変更していくかみたいな、手順みたいなやつが説明をするそうですんで、各委員の方にそれで承知していただきたいということだそうです。

じゃ、それは、この後説明していただいてから、考えていただくということで。

ほかに何か御質問ありますか。

(発言する者なし)

議長 本議案に対する意見につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、市に対し提出をするということだそうです。

ほかに何か御意見、御質問がありますか。

(発言する者なし)

◎報告第1号ないし報告第10号

議長 それでは、日程第8、報告第1号ないし第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第4号ないし第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第10号につきまして、質問や意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第10号を終わります。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、令和6年第11回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和6年第12回農業委員会総会は、令和6年12月3日火曜日に市役所5階大会議室にて、午後3時から開催する予定であります。よろしくお願いします。

(午後3時3分)